

○ また、(虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者)、(虚偽の条件を提示して、公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人申し込みを行った者)への行政処分はこの10年で何件あるのか(資料を頂きたい)

○ お尋ねの件について、職業紹介事業者又は労働者の募集を行う者に対して、虚偽の条件等に関する停止命令(職業安定法第32条の9第2項)は2件、改善命令(職業安定法第48条の3第1項)5件(うち停止命令との重複2件)となります。

令和4年3月7日

厚生労働省職業安定局需給調整事業課